

うるま市公園再編計画策定業務
【業務仕様書(案)】

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、「うるま市公園再編計画策定業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

第 2 条 関係条例などの遵守

本業務は、本要領の定めるもののほか、下記の関係条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

第 3 条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期間内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書
- ⑥業務完了届 ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第 4 条 管理技術者及び主たる担当技術者

1. 本業務は都市公園の再編・集約化並びに Park-PFI 事業の具体事例や諸制度等の豊富な知識を要し、専門性の高い技術及び経験を要する業務であり、また発注者と綿密な協議・調整が必要となることから、管理技術者については【技術士（建設部門：都市及び地方計画）】を有する者を配置し、主たる担当技術者については【技術士（建設部門：都市及び地方計画）】、【シビルコンサルティングマネージャー（RCCM－都市計画及び地方計画）】のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は原則沖縄県内に常駐している者を配置しなければならない。ただし、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないよう、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第 5 条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打合せを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続は受注者の責において行うものとする。

第14条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第15条 補則

本仕様書に定めない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

第2章 業務内容

第16条 業務名

うるま市公園再編計画策定業務

第17条 目的

うるま市内には約100箇所の公園があり、今後、人口減少や少子高齢化が本格化すると、施設更新等の限られた財源の中で都市公園の配置や機能の再編・集約化に取り組む必要がある。

本業務は、R6年度行政経営方針に位置付けられている「公園施設の再編」を踏まえ、関連上位計画等（第2次都市計画マスタープラン、第2次うるま市みどりの基本計画、うるま市公園経営基本方針検討委託業務、うるま市既存公園P-PFI等活用検討業務および公園施設長寿命化計画）の調査結果と公園誘致圏域図等に基づき、勝連（平安名・内間）、みどり町、赤道の3つのモデルエリアにおける公園再編計画を策定することを目的とする。

第18条 履行期間

契約日の翌日～令和7年3月21日まで（予定）

第19条 見積要領

本業務の提案価格書は、別紙「業務内訳書」に沿って次のとおり作成するものとする。

- ①令和6年度設計業務委託等技術者単価にて作成すること
- ②工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ③直接経費の内訳書
- ④設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。

第20条 業務内容

（1）計画準備

本業務を計画的・効率的に実施するため、業務計画書の策定を行う。また、業務の実施に必要な関係法令や上位関連計画の資料収集および各公園施設の整備・利用状況の確認を行う。

(2) 公園のニーズ調査

モデルエリアにおいて、各公園の利用ニーズおよび地域に不足する都市機能施設等をモデルエリア内に居住する市民を対象に、アンケート等を実施し意向を把握する。配布方法、配布数については市と協議の上決定する。また、モデルエリア内に所在する自治会および利用団体等の活用頻度等も調査する。

【参考】

みどり町1～6丁目：3036戸、平安名：1777戸、内間：578戸、赤道：3337戸

(3) 利用実態調査

平日、土日祝日各1回、6～9時、9時～12時、12時～15時、15時～18時、18～21時の計5回を目視にて利用者の年齢層、利用人数、利用方法を調査する。

例：対象公園カ所数 みどり町：9カ所、勝連（平安名・内間）：3カ所、赤道：6カ所
計：18カ所

(4) 調査結果の分析・評価及び公園再編方針の検討

各エリアの現況、利用実態、ニーズおよび各法的課題等を整理、分析し、再編の方向性の検証と課題等の整理を行いモデルエリアにおける公園再編方針を検討する。

(5) モデルエリアにおける公園再編計画の作成

モデルエリアにおける公園再編方針を基に、エリア全体再編の方向性、公園間の機能分担、統廃合の可能性、民間事業者の参画可能性、都市機能施設の配置等を検討し、具体的な再編計画（案）を作成する。再編計画（案）には、各エリアにおける各公園の統廃合・機能配置による再編方針、計画事業スケジュールの想定等を位置付ける。

(6) 公園再編ロードマップ等の検討

①モデルエリアにおける目標年次の設定（短期計画、中長期計画に整理する）

②概算事業費の算出

③公園再編計画（案）を作成後、計画進捗にあたっての課題等を考察する。（市全体の地域別計画）

(7) 報告書作成

(1)～(6)を取りまとめた業務報告書を作成する

(8) 業務打合せ

業務を円滑に遂行するため、打合せ・協議を5回程度実施する。

第21条 成果品等

(1) 報告書（リングファイル綴り）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

(2) うるま市モデルエリアにおける公園再編計画書・・・・・・・・・・3部

(3) 電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一式

第 22 条 その他留意事項

成果品及び各種説明資料について、適宜カラー印刷を用い、「分かりやすさ」「きめ細やかさ」「進行管理への配慮」を重視して編集を行い、概念図、各種説明用図面、必要に応じてパース等の作成も行い、見やすい資料の作成に努めるものとする。また、説明用のパワーポイントも適宜併せて作成する。